●平成28年度　就学援助実施状況

都道府県	市町村名	部署名	電話番号	ウェブサイト	Ⅰ　平成28年度　準要保護認定基準																													平成27年度要保護・準要保護就学援助率
					ア　生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ　市区町村民税の非課税	ウ　市区町村民税の減免	エ　国民年金保険料の免除	オ　国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ　児童扶養手当の支給	キ　保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク　PTA会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ　個人の事業税の減免	コ　固定資産税の減免	サ　学校納付金の納付状況の悪い者，または学用品，通学用品等に不自由していると考等で保護者の生活状態がきわめて悪い状態のもの	シ　経済的な理由による欠席日数が多い者	ス　保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者	セ　生活福祉資金による貸付け	ソ　生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に変わるもの）	タ　生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	チ　特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ　市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ　その他	ソ，タ又はチに○をした場合，係数（倍率），基準模倣及び目安額				ツに○をした場合，市町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）及び目安額		チに○をした場合，その他の基準の内容	その他（補足事項等）	
																								係数（倍率）	基準模倣 課税所得等の分類	基準模倣 基準額の時期	目安額（年額）	係数（倍率）	目安額（年額）			
該当団体数		23	23	18	20	20	20	20	20	21	7	2	14	17	8	6	9	15	8	6	7	0	9					0	0	0	8	5	23
広島県	広島市	広島市教育委員会 学校教育部 学事課 学事係	082-504-2469	http://www.city.hiroshima.lg.jp/	○		○	○	○	○			○	○				○					○								準要保護の認定基準として，質問Aの「チ　その他」は下記の項目である。 ・雇用保険の失業給付を受けている方 ・世帯の所得が，広島市独自の所得基準以下の方 ・その他特別な事情があると認められる方		30%未満
広島県	呉市	教育委員会　教育部　学校教育課	0823-25-3453	http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/64/28syugakusyorei.html	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○								世帯に次のような突発的なことが起こり，収入が減少又は支出が増大して生活が著しく困難となった場合 ア　保護者が死亡，発病又は失業した。 イ　長病者が出て，経費がかかるようになった。 ウ災害に遭った。		15%未満
広島県	竹原市	竹原市教育委員会　学校教育課	0846-22-7753	http://www.city.takehara.lg.jp/																○				1.5	給与収入（税引き前）	3年前の年度	450						20%未満
広島県	三原市	三原市教育委員会　学校教育課	0848-67-6154	http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/44/	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3	課税所得	3年前の年度	339						20%未満
広島県	尾道市	教育指導課	0848-20-7474	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/www/service/detail.jsp?id=1748	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3	課税所得	当該年度	309						20%未満
広島県	福山市	福山市教育委員会事務局　学校教育部学事課	084-928-1169	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kosodate/7841.html	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.3	課税所得	当該年度	266				前年度の所得が基準額を超えている場合において，災害又は失業，傷病等で前年より所得が著しく減少した等の経済的事情により就学困難と認められる場合は対象としている。		20%未満
広島県	府中市	学校教育課	0847-43-7193	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kyoiku/gakkoannai/shugakuenjo/index.html	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○																15%未満
広島県	三次市	学校教育課	0824-62-6184	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/	○	○	○	○	○	○			○	○							○		○	1.3	課税所得	当該年度	210				生活保護の基準額及び特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの		20%未満
広島県	庄原市	教育委員会　教育部　教育指導課　学事係	0824-73-1183		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○			○		○	1.5	課税所得	当該年度	480				その他世帯の状況等により，教育委員会又は民生委員児童委員が特に援助が必要な状態であると認める方。	【チ】の判断の際に，学校長報告及び民生委員・児童委員の意見を併せて判断してる。	15%未満
広島県	大竹市	大竹市教育委員会　総務学事課	0827-59-2185	http://www.city.otake.hiroshima.jp/	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○	1.2	課税所得	前年度	282				雇用保険の失業給付の受給		20%未満
広島県	東広島市	東広島市教育委員会　学校教育部　学事課	082-420-0975	http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/soshiki/54/syugakuenjyo-28.html		○	○	○	○	○				○					○					1.3	その他	3年前の年度	300～350					基準模倣：総所得　目安額：持ち家の場合，約300万円　借家の場合，最大約350万円	10%未満
広島県	廿日市市	廿日市市教育委員会教育部教育指導課学事グループ	0829-30-9202	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/57/10292.html	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.25	課税所得	前々年度	287						30%未満
広島県	安芸高田市	教育総務課	0826-42-0049	http://www.akitakata.jp	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○	1.3	課税所得	その他	263				保護者の死亡或いは災害に遭った場合	生活保護法による保護の基準による第230次（平成24年9月28日）により適用された保護の基準に従い算出下額に1.3を乗じて得た額未満の場合に認定	20%未満
広島県	江田島市	江田島市　教育委員会　学校教育課	0823-40-3035	http://www.edc.etajima.hiroshima.jp/procedre/prog_p03.html	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○			1.3	その他	その他	316						課税所得等の分類は，「総所得金額等」 基準額の時期は，「前年度又は当該年度」	20%未満
広島県	府中町	府中町教育委員会学校教育課	082-286-3271		○	○	○	○	○	○	○							○		○			○	1.2	給与収入（税引き前）	3年前の年度	320				特別な事情がある。生計中心者の急死や災害等により経済的に困っている。		25%未満
広島県	海田町	海田町教育委員会　学校教育課	082-823-9216	http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/26/1047.html	○	○	○	○	○					○				○		○			○	1.1	課税所得	前年度	287				雇用保険の失業給付受給者		20%未満
広島県	熊野町	熊野町教育委員会　学校教育課	082-820-5620		○	○	○	○	○	○	○							○		○				1.1	課税所得	3年前の年度	268						15%未満
広島県	坂町	学校教育課	082-820-1524																○					1.3	課税所得	前年度	400						20%未満
広島県	安芸太田町	安芸太田町教育委員会　学校教育課	0826-22-1212		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3	課税所得	当該年度	310						20%未満
広島県	北広島町	学校教育課	050-5812-1858	http://www.town.kitahiroshima.lg.jp	○	○	○	○	○	○				○			○			○				1.1	課税所得	前年度	249						15%未満
広島県	大崎上島町	教育課	0846-64-2074	http://www.town.osakikami.jima.hiroshima.jp/	○	○				○					○	○	○		○		○			1.3	課税所得	当該年度	293						15%未満
広島県	世羅町	学校教育課	0847-22-0548	http://www.town.sera.hiroshima.jp/bae/	○	○	○	○	○	○											○			1.3	課税所得	前年度	286						20%未満
広島県	神石高原町	神石高原町教育委員会学校教育課	0847-89-3341	http://www.jinsekigun.jp/ja/town/introduction/formation/kyouiku/kyouiku/gakkou/gakkou/	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○			1.5	その他	その他	347						【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額【基準額の時期】平成24年12月末日	15%未満

都道府県	市町村名	Ⅱ 就学援助制度の実施について																			Ⅲ 平成28年度準要保護就学援助額																																	
		就学援助制度の周知方法																			小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																	
		貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										ケに○をした場合,その内容	就学援助の認定時期等								（1）項目毎の援助額																																	
																					学用品費									体育実技用具費									新入学児童生徒学用品費等								
		ア 教育委員会のウェブサイトに掲載	イ 自治体の広報誌等に記載	ウ 就学案内の書類記載	エ 入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ 毎年度進級時に学校で書類配付	カ 各学校に対して書面周知	キ 校園長が説明会実施	ク 保護者向け説明会実施	ケ その他		【基準】 次年度認定基準の時期	その他	【認定】 当該年度・当初の認定時期	その他	当該年度・追加認定の有無	当該年度・追加認定の時期	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体数		16	14	5	23	23	15	1	2	3	3	23	3	23	0	23	23	0	0	0	4	4	4	18	18	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	3	3	3	20	20	0
広島県	広島市	○	○		○	○	○	○				前年度の3月		5月初旬		有	5月以降随時							○	11,420																					○	20,470	
広島県	呉市	○	○		○	○	○					前年度の1月		4月		有	随時追加認定をする				○	15,220	13,861																		○	20,470	20,470			
広島県	竹原市	○	○		○	○	○					前年度の3月		6月下旬		有	教育委員会開催日に合わせて認定							○	11,420									○	26,020									○	20,470	
広島県	三原市	○	○		○	○						前年度の3月		6月中旬		有	随時							○	11,420																			○	20,470	
広島県	尾道市	○	○		○	○	○		○	○		前年度の3月		6月初旬		有	毎月月末頃							○	11,420																			○	20,470	
広島県	福山市	○	○		○	○				○		前年度の1月		6月初旬		有	随時							○	11,420																			○	20,470	
広島県	府中市	○			○	○	○					前年度の11月		4月		有	随時							○	11,420																			○	20,470	
広島県	三次市	○	○		○	○						前年度の12月		5月下旬		有	随時							○	11,430																			○	20,470	
広島県	庄原市				○	○	○					前年度の12月		6月下旬		有	随時							○	13,650		○		0															○	20,470	
広島県	大竹市	○	○		○	○	○			○	地区毎の民生委員協議会に出席して民生委員全員に制度の説明及び周知を行い,協力を依頼	前年度の12月		4月		有	申請に応じて随時							○	12,360																					○	20,470	
広島県	東広島市	○	○		○	○	○					前年度の3月		6月初旬		有	随時							○	11,420																			○	20,470	
広島県	廿日市市	○	○		○	○						前年度の11月		5月初旬		有	随時認定							○	11,420																			○	20,470	
広島県	安芸高田市			○	○	○	○					前年度の12月		5月中旬		有	随時							○	15,220																			○	20,470	
広島県	江田島市	○	○		○	○	○		○			その他	随時	2月		有	随時				○	11,420	11,420																					○	20,470	
広島県	府中町	○	○	○	○	○	○					前年度の1月		4月		有	随時							○	15,220																			○	20,470	
広島県	海田町	○		○	○	○	○					前年度の12月		6月下旬		有	随時							○	11,420																			○	20,470	
広島県	熊野町		○	○	○	○						前年度の12月		4月		有	随時							○	11,420																			○	20,470	
広島県	坂町				○	○	○					前年度の11月		4月		有	受給申請書受付日の属する月の翌月認定				○	15,200	14,085																		○	20,470	20,470			
広島県	安芸太田町				○	○						その他	特になし	5月初旬		有	随時							○	11,420																			○	20,470	
広島県	北広島町			○	○	○	○					前年度の12月		5月初旬		有	6月頃,随時				○	11,100	11,100							○	25,300	25,300								○	19,900	19,900			
広島県	大崎上島町	○	○		○	○	○					その他	年度ごとの見直しはしない	5月中旬		有	随時							○	13,650																			○	20,470	
広島県	世羅町				○	○						前年度の1月		6月下旬		有	随時									○																		○	20,470	
広島県	神石高原町	○			○	○						前年度の2月		5月中旬		有	随時受け付けており,教育委員会定例会にて認定。							○	11,420																			○	20,470	

都道府県	市町村名	通学用品費									通学費									修学旅行費									校外活動費(宿泊を伴わないもの)									校外活動費(宿泊を伴うもの)									クラブ活動費								
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体数		0	0	0	2	2	2	12	12	2	12	12	0	0	0	0	0	0	0	13	13	0	9	9	9	1	1	0	1	1	0	11	11	11	6	6	0	6	6	0	12	12	12	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
広島県	広島市							○	2,230		○	10,651											○	27,500	22,400										○	1,570		○	5,439																
広島県	呉市										○	43,410											○	28,500	28,261													○	11,320																
広島県	竹原市							○	3,650		○	0														○	28,400									○	1,550								○	3,570									
広島県	三原市							○	2,230		○	0											○	28,300	28,272							○	1,570	1,539							○	3,620	3,363											
広島県	尾道市							○	2,230		○	0								○	32,737														○	1,570					○	3,620	1,196											
広島県	福山市																			○	34,770																																		
広島県	府中市							○	2,230		○	0								○	31,659											○	1,570	1,463								○	3,620	1,163										
広島県	三次市							○	2,240		○	36,000								○	30,000														○	1,550					○	3,620	1,000											
広島県	庄原市									○	○	0								○	29,697											○	1,550	1,509								○	3,570	50									○	2,710	
広島県	大竹市																			○	28,000											○	1,570	1,550								○	3,620	3,570											
広島県	東広島市							○	2,230		○	0											○	32,000	32,040							○	1,570	1,505								○	3,620	1,412											
広島県	廿日市市							○	2,230		○	34,897											○	28,795	27,158										○	1,570					○	3,620	2,379											
広島県	安芸高田市										○	13,644								○	25,572																																		
広島県	江田島市				○	2,230	2,230													○	30,000											○	1,550	1,550				○	2,000																
広島県	府中町																			○	33,240																	○	11,933																
広島県	海田町							○	2,230														○	30,000	30,000							○	1,570	1,570								○	7,240	7,240											
広島県	熊野町							○	2,230											○	32,780								○	1,720								○	6,700																
広島県	坂町																			○	34,897																	○	6,167																
広島県	安芸太田町							○	2,230														○	21,190	13,020							○	1,550	0																						
広島県	北広島町				○	2,170	2,170				○	0											○	20,600	20,600							○	1,510	1,510								○	3,470	3,470											
広島県	大崎上島町																			○	31,219														○	300																				
広島県	世羅町									○													○	21,190	21,190							○	1,550	300								○	3,570	0											
広島県	神石高原町							○	2,230											○	53,333											○	1,550	1,550								○	1,550	1,550											

都道府県	市町村名	生徒会費									PTA会費									家庭学習費（参考書等購入費）									（2）補足事項　その他に○をした場合,費目毎の援助額の内容。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数		0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
広島県	広島市																												支給平均額欄は,28年度予算に計上した単価。
広島県	呉市																												平成28年度予算額(限度額を国の予算単価にあわせて増額) 学用品費:1年　12，970円(15．6%)→12，990円 　　:2～6年　15，200円(8.4．4%)→15，220円
広島県	竹原市																												
広島県	三原市																												-通学費は実績なし -その他の支給平均額は，27年度の実績額により記入
広島県	尾道市																												支給平均額については平成27年度実績額による
広島県	福山市																												修学旅行費，2015年度(平成27年度)実績 ※総支給金額÷人数で算出
広島県	府中市																												-支給平均額については,27年度実績による -通学費については27年度実施なし
広島県	三次市																												-実費支給の費目については，平成28年度予算に計上した単価 -通学用品費については，第1学年への支給はなし
広島県	庄原市							○	4,570								○	3,380											-学用品費:小学校1年生11,420(18.64%)／2～6年生13,650円(81.36%)人数割合27年度認定数 -通学用品費:学用品費に含めて支給。個別設定なし。 -体育実技用具費:23年度から対象とし,実費支給。実績無し。 -通学費:実績無し。 -修学旅行費-校外活動費:27年度実績 -家庭学習費:支給対象としていない。
広島県	大竹市																												支給平均額はH28の予算単価
広島県	東広島市																												支給平均額は平成27年度実績額
広島県	廿日市市																												支給平均額については平成27年度の実績額
広島県	安芸高田市																												-学用品費は,1年生　12,990円,上記は2～6年生　15,220円 -実費の「支給平均額」は,平成27年度実績
広島県	江田島市																												実費のものは，平成28年度当初予算に計上した単価
広島県	府中町																												
広島県	海田町																												
広島県	熊野町																												
広島県	坂町																												
広島県	安芸太田町												○	3,380	2,625														
広島県	北広島町										○	3,000																	
広島県	大崎上島町																												
広島県	世羅町																												学用品費と通学用品費は項目をまとめて一括支給。 ※新入学生とその他の児童・生徒で支給額に違いがある。 　新入生　11,420円　その他の児童・生徒13,650円
広島県	神石高原町																												

2. 中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費用毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費									体育実技用具費									新入学児童生徒学用品費等									通学用品費									通学費									修学旅行費							
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体数		0	0	0	4	4	4	18	18	1	2	2	0	3	3	3	1	1	0	0	0	0	3	3	3	20	20	0	0	0	0	2	2	2	12	12	2	12	12	0	0	0	0	0	0	0	13	13	0	9	9	9	1	1	0
広島県	広島市							○	22,320																	○	23,550								○	2,230		○	84,540											○	52,600	46,697			
広島県	呉市				○	26,820	24,426																○	23,550	23,550													○	48,450											○	58,000	58,000			
広島県	竹原市							○	22,320								○	37,340								○	23,550								○	24,550		○	0															○	57,290	
広島県	三原市							○	22,320																	○	23,550								○	2,230		○	0											○	57,290	56,634			
広島県	尾道市							○	22,320					○	7,510	3,698										○	23,550								○	2,230		○	0								○	62,716							
広島県	福山市							○	22,320																	○	23,550																				○	54,588							
広島県	府中市							○	22,320																	○	23,550								○	2,230		○	0								○	56,782							
広島県	三次市							○	22,330																	○	23,550								○	2,240		○	144,000								○	52,000							
広島県	庄原市							○	24,550		○	0														○	23,550										○	○	0									○	48,120							
広島県	大竹市							○	22,860																	○	23,550																				○	52,000							
広島県	東広島市							○	22,320					○	7,510	3,281										○	23,550								○	2,230		○	8,340											○	72,000	62,578			
広島県	廿日市市							○	22,320																	○	23,550								○	2,230		○	117,692											○	57,590	51,339			
広島県	安芸高田市							○	26,820																	○	23,550											○	0								○	48,030							
広島県	江田島市				○	22,320	22,320																			○	23,550					○	2,230	2,230													○	60,000							
広島県	府中町							○	26,820																	○	23,550																				○	44,919							
広島県	海田町							○	22,320					○	7,510	7,510										○	23,550								○	2,230															○	60,000	60,000			
広島県	熊野町							○	22,320																	○	23,550								○	2,230													○	60,000							
広島県	坂町				○	26,790	25,675				○	3,200											○	23,550	23,550																							○	55,000							
広島県	安芸太田町							○	22,320																	○	23,550								○	2,230															○	57,290	30,066			
広島県	北広島町				○	21,700	21,700																○	22,900	22,900							○	2,170	2,170				○	0											○	55,900	31,000			
広島県	大崎上島町							○	24,550																	○	23,550																				○	77,839							
広島県	世羅町									○																○	23,550										○														○	57,290	57,250			
広島県	神石高原町							○	22,320																	○	23,550								○	2,230															○	70,000				

都道府県	市町村名	校外活動費(宿泊を伴わないもの)									校外活動費(宿泊を伴うもの)									クラブ活動費									生徒会費									PTA会費									家庭学習費(参考書等購入費)									(2)補足事項 その他に○をした場合,費目毎の援助額の内容。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数		0	0	0	11	11	11	6	6	0	6	6	0	11	11	11	2	2	6	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
広島県	広島市							○	2,270		○	5,816																																													支給平均額欄は28年度予算に計上した単価
広島県	呉市										○	5,280																																												平成28年度予算額(限度額を国の予算単価にあわせて増額) 学用品費:1年　24、560円 :28、6%　→24、590円 2～3年　25、790円 :71、4%　→26、820円
広島県	福山市							○	2,240								○	6,010																																						
広島県	三原市				○	2,270	1,606							○	6,100	5,097																																							・通学費は実績なし ・その他の支給平均額は、27年度の実績額により記入
広島県	尾道市							○	2,270					○	6,100	2,220																																							
広島県	福山市																																																							修学旅行費、2015年度(平成27年度)実績 ※総支給金額÷人数で算出
広島県	府中市				○	2,270	1,274							○	6,100	2,950																																						・支給平均額については27年度実績による ・通学費については27年度実施なし
広島県	三次市							○	2,250					○	6,100	1,000																																							・実費支給の費目については、平成28年度予算に計上した単価 ・通学用品費については、第1学年への支給はなし
広島県	庄原市				○	2,240	1,483							○	6,010	3,313										○	29,609								○	5,450									○	4,190										・学用品費:中学校1年生22,320(30.88%)／2～3年生24,550円(69.12%)人数割合27年度認定数 ・通学用品費:学用品費に含めて支給。個別設定なし。 ・体育実技用具費:23年度から対象とし実費支給。実績無し。 ・通学費:実績無し。 ・修学旅行費・校外活動費:27年度実績 ・家庭学習費:支給対象としていない。
広島県	大竹市				○	2,270	2,240							○	6,100	6,010																																						支給平均額はH28の予算単価
広島県	東広島市				○	2,270	1,695							○	6,100	3,194																																						支給平均額は平成27年度実績額
広島県	廿日市市							○	2,270					○	6,100	3,115																																						支給平均額については平成27年度の実績額
広島県	安芸高田市																																																							・学用品費は:1年生　24,590円,上記は2～3年生　26,820円 ・実費の「支給平均額」は、平成27年度実績
広島県	江田島市				○	2,240	2,240				○	2,000																																											実費のものは、平成28年度当初予算に計上した単価
広島県	府中町										○	8,554																																											
広島県	海田町				○	2,270	2,270																																															
広島県	熊野町										○	2,800																																										
広島県	坂町										○	4,000																																										
広島県	安芸太田町				○	2,240	0																																		○	4,190	3,400											
広島県	北広島町				○	2,180	2,180							○	5,840	5,840													○	1,200								○	3,000															
広島県	大崎上島町							○	500								○	2,059																																				
広島県	世羅町				○	2,240	0							○	6,010	0																																						学用品費と通学用品費は項目をまとめて一括支給 ※新入学生とその他の児童・生徒で支給額に違いがある 新入生　22,320円　その他の児童・生徒24,550円
広島県	神石高原町				○	2,240	2,240							○	2,240	2,240																																						